

○熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例〔保育幼稚園課〕

平成26年10月7日

条例第63号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(令4条例13・全改)

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める設備運営基準は、省令に定める基準（省令第7条第6項第1号及び第2号（省令附則第4条第1項の規定により読み替えられたこれらの規定を含む。）に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省令第2条	都道府県	市
	都道府県知事	市長
省令第3条第1項	都道府県知事	市長
	その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関	熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条の熊本市社会福祉審議会
省令第3条第2項	都道府県	市
省令第6条第5項	位置に設けることを原則とする	敷地内に設けなければならない
省令第13条第1項	第2項及び第4項	第2項及び第4項、第6条

省令附則第5条、第7条及び 第9条	都道府県知事	市長
----------------------	--------	----

(令4条例13・全改、令5条例33・一部改正)

(乳児室又はほふく室の面積)

第4条 乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 4.95平方メートルに満1歳未満の園児数を乗じて得た面積
- (2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

(令4条例13・全改)

(暴力団員等の排除)

第5条 幼保連携型認定こども園の設置者及び園長は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

(令4条例13・旧第14条繰上)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第2条 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る省令第6条第1項、第5項及び第7項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「園庭」とあるのは「園庭（これに代わるべき場所（公園等を除く。）を含む。第5項及び第7項において同じ。）」と、同条第5項中「隣接する敷地内」とあるのは「付近にある敷地内」とする。

(令4条例13・旧第4条繰上・一部改正)

附 則（平成28年3月31日条例第52号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月6日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。